

○蓮田市自転車の安全な利用の促進に関する条例

平成28年12月20日条例第35号

(目的)

第1条 この条例は、自転車の安全な利用に関し、市、市民、自転車を利用する者（以下「自転車利用者」という。）、自転車小売業者、事業者及び関係団体の責務を明らかにするとともに、自転車の安全な利用の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、当該施策を総合的かつ計画的に推進し、もって市民が安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自転車 道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第11号の2に規定する自転車をいう。
- (2) 自転車小売業者 自転車の小売を業とする者をいう。
- (3) 事業者 市内において事業活動を行う法人その他の団体又は個人をいう。
- (4) 関係団体 交通安全に関する活動を行う団体及び自転車の安全な利用の促進に関する市の施策に協力する団体をいう。
- (5) 関係機関 交通安全に関する業務を行う国、埼玉県、市の区域を管轄する警察署その他の公的機関をいう。
- (6) 自転車損害賠償保険等 自転車の利用によって生じた他人の生命、身体又は財産の損害を賠償することができるよう、当該損害を填補するための保険又は共済をいう。

(市の責務)

第3条 市は、市民、自転車利用者、自転車小売業者、事業者、関係団体及び関係機関との相互の連携及び協力の下に、自転車の安全な利用の促進に関する総合的な施策を実施するものとする。

(市民の責務)

第4条 市民は、交通ルール及び交通マナーを積極的に学び、自転車の安全な利用についての理解を深め、自転車の安全な利用に関する取組を自主的に行うよう努めなければならない。

2 市民は、市、関係団体又は関係機関が実施する自転車の安全な利用の促進に関する施

策又は活動に協力するよう努めなければならない。

(自転車利用者の責務)

第5条 自転車利用者は、車両（道路交通法第2条第1項第8号に規定する車両をいう。）の運転者としての責任を自覚し、道路交通法、埼玉県自転車の安全な利用の促進に関する条例（平成23年埼玉県条例第60号）その他関係法令を遵守するとともに、自転車の安全な利用に努めなければならない。

2 自転車利用者は、自転車に関係する交通事故の防止に関する知識の習得に努めなければならない。

3 自転車利用者は、その利用する自転車の定期的な点検及び整備並びに反射材の装着その他の交通安全対策に努めなければならない。

4 自転車利用者は、その利用する自転車について、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和55年法律第87号）第12条第3項の防犯登録を受けるとともに、自転車の盗難防止のための施錠、籠からのひったくりを防止するためのカバーの装着その他の防犯対策に努めなければならない。

(自転車小売業者の責務)

第6条 自転車小売業者は、店舗の利用者に対し、自転車の安全な利用、点検整備等について適切な助言を行うとともに、自転車損害賠償保険等への加入の必要性に関する情報の提供に努めなければならない。

2 自転車小売業者は、市、関係団体又は関係機関が実施する自転車の安全な利用の促進に関する施策又は活動に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第7条 事業者は、従業員に対し、自転車の安全な利用に関する啓発に努めなければならない。

2 事業者は、自転車の安全な利用に関する理解を深め、自転車の安全な利用の促進に関する取組を自主的かつ積極的に行うよう努めなければならない。

3 事業者は、市、関係団体又は関係機関が実施する自転車の安全な利用の促進に関する施策又は活動に協力するよう努めなければならない。

(関係団体の責務)

第8条 関係団体は、市民及び自転車利用者に対し、自転車の安全な利用に関する理解と協力が得られるよう、自転車の安全な利用の促進に関する活動を自主的かつ積極的に行う

よう努めなければならない。

(自転車安全利用教育)

第9条 市は、市民及び自転車利用者に対し、自転車の安全な利用に関する教育（以下この条において「自転車安全利用教育」という。）を行うものとする。

2 市は、市が設置する学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校及び中学校において、その児童及び生徒に対し、その発達の段階に応じた自転車安全利用教育を行うものとする。

3 市は、高齢者に対し、高齢者の特性に応じた自転車安全利用教育を行うものとする。

(広報活動等)

第10条 市は、自転車の安全な利用に関し、市民及び自転車利用者の理解及び協力が得られるよう、関係団体及び関係機関と連携して、広報活動及び啓発活動を行うものとする。

2 市は、自転車に関係する交通事故を防止するため、関係機関と連携を図り、自転車に関係する交通事故の発生状況に関する情報を市民及び自転車利用者に提供するものとする。

(関係団体への支援)

第11条 市は、関係団体が自主的に自転車の安全な利用の促進に関する活動を行う場合には、当該関係団体に対し、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

(自転車損害賠償保険等への加入等)

第12条 市は、自転車利用者の自転車損害賠償保険等への加入を促進するため、自転車損害賠償保険等に関する情報の提供を行うものとする。

2 自転車利用者は、その自転車の利用に関し、自転車損害賠償保険等への加入に努めなければならない。

(自転車の利用環境の整備)

第13条 市は、関係機関と相互に連携し、自転車の利用環境の向上を図るため、道路環境の整備に努めるものとする。

(財政上の措置)

第14条 市は、自転車の安全な利用の促進に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。